



発行 新潟県
第 28 号
 令和4年4月12日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 493 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 494 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 495 介護保険法による介護医療院の開設許可（高齢福祉保健課）
- 496 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 497 介護保険法による介護老人保健施設の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 498 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 499 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 500 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 501 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 502 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 503 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 504 公共測量の終了通知（監理課）
- 505 公共測量の終了通知（監理課）
- 506 道路の区域変更（道路管理課）
- 507 道路の供用開始（道路管理課）
- 508 道路の区域変更（道路管理課）
- 509 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（畜産課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	新潟かがやき農業協同組合訪問介護センター	新潟県五泉市旭町7番8号	新潟かがやき農業協同組合	令和4年4月1日
訪問介護	ヘルパーステーションぼらいと	新潟県村上市瀬波温泉2丁目3番地28号	ぼらいと株式会社	令和4年4月1日

訪問介護	ヘルパーステーション加茂	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	社会福祉法人加茂福祉会	令和4年4月1日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番地	株式会社アンビス	令和4年4月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番地	株式会社アンビス	令和4年4月1日
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションマチュアハウス中条	新潟県胎内市中村浜字築地原699番地136	社会福祉法人新潟慈生会	令和4年4月1日
通所介護	陽だまり苑ふえりあ	新潟県新発田市富塚町2丁目4番13号	社会福祉法人いじみの福祉会	令和4年4月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームみねの園	新潟県上越市清里区岡野町1618番地	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和4年4月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あさひガーデンかも寿楽園	新潟県加茂市寿町8番17号	株式会社あさひコモンズ	令和4年4月1日

◎新潟県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームみねの園	新潟県上越市清里区岡野町1618番地	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和4年4月1日

◎新潟県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
介護医療院瀬波	新潟県村上市瀬波温泉2丁目4-15	新潟県厚生農業協同組合連合会	令和4年4月1日

◎新潟県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
--------	-----	-----	---------	----------	-------

新潟みらい農業協同組合訪問介護センター	新潟県五泉市旭町7番8号	新潟みらい農業協同組合	訪問介護	令和4年1月28日	令和4年3月31日
加茂市ホームヘルプステーション	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	加茂市	訪問介護	令和4年2月3日	令和4年3月31日
加茂市訪問看護ステーション	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	加茂市	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年2月7日	令和4年3月31日
瀬波デイサービスセンター	新潟県村上市瀬波温泉1丁目2番3号	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	通所介護	令和4年2月21日	令和4年3月31日
デイサービスセンター入広瀬	新潟県魚沼市大栃山628番地1	社会福祉法人魚沼福祉会	通所介護	令和4年2月22日	令和4年3月31日
えびすはまデイホーム米	新潟県上越市夷浜119番地21	有限会社夷浜	通所介護	令和4年2月22日	令和4年3月31日

◎新潟県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設好日庵	新潟県三条市南新保10番24号	医療法人社団成蹊会	令和4年2月24日	令和4年3月31日

◎新潟県告示第498号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 2 区分
10トン以上の漁船により主としていか釣りを営む漁業
- 3 届出年月日
令和4年3月22日

◎新潟県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月12日

新潟県村上地域振興局長

1 就任

理事 村上市佐々木263番地2 松田 史和

就任年月日 令和4年3月25日

◎新潟県告示第500号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新潟市及び五泉市の一部を受益地域とする県営桑山川地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月13日から令和4年5月16日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所及び五泉市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の大江筋土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月12日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

監事 見附市堀溝町1041番地 家塚 吉太郎

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

監事 見附市堀溝町843番地 菅井 宗雄

退任年月日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第502号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和4年4月13日から令和4年5月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
魚沼市 魚沼市土地改良区	魚沼市 土地改良区	維持管理 事業	変更	土地改良事業 計画書の写し	魚沼市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第503号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和4年4月4日認可した。

令和4年4月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第504号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(ほ場整備 農地環境整備事業 千本坂地区[高倉換地区] 確定測量)
- 2 作業期間 令和3年6月11日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市高倉ほか 地内

◎新潟県告示第505号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(ほ場整備 農地環境整備事業 千本坂地区(大洞換地区) 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年10月21日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大洞ほか 地内

◎新潟県告示第506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課

において縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親柄大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小平尾7525番から	新	4.0～10.4メートル	378.4メートル
同市栗山1301番まで	旧	4.0～10.0メートル	378.3メートル

◎新潟県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 親柄大白川停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市小平尾7525番から同市栗山1301番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月12日

◎新潟県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢水沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市如来寺甲6330番1から	新	7.2～23.6メートル	575.3メートル
同市如来寺甲6347番3まで	旧	5.5～13.8メートル	590.9メートル

◎新潟県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 田沢水沢線
- 2 供用開始の区間

十日町市如来寺甲6330番1から同市如来寺甲6347番3まで

3 供用開始の期日 令和4年4月12日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越モール
所在地 上越市とよば239番
設置者 みずほ信託銀行株式会社 他1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) バロー上越モール
(変更後) 上越モール
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 支配人 宮本雅弘
(変更後) みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 取締役社長 梅田圭
- 3 変更年月日
令和3年11月22日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗の名称及び設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和4年3月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和4年4月12日から令和4年8月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
豚熱生ワクチン（シード）
50ドーズ 見込数量 7,400本
20ドーズ 見込数量 2,670本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 落札者決定日
令和4年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アグロジャパン
新潟県新潟市江南区曙町5丁目1番3号
- 5 落札金額
41,916,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年2月8日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
令和4年度新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和4年9月30日（金）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する質問
 - (1) 交付期間 令和4年4月12日（火）から令和4年4月26日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで。
 - (2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
 - (3) 質問 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年5月27日（金）午前10時
 - (2) 場所 新潟県庁行政庁舎16階 入札室（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本調達物品納入後の保証・保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (5) 3(1)に定める入札執行日から1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
 - (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和4年4月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年5月13日(金)から令和4年5月17日(火)まで。ただし、午前9時から午後5時15分までとする。

イ 提出場所 新潟県教育庁財務課施設係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和4年5月23日(月) 午前10時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げるいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達手続協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Lease for Niigata Educational Information Network (NEIN) Personnel Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 27, 2022

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information:

Financial Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 調達物品及び数量

L S A重油 単価契約 年間約600,000リットル

-
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立十日町病院
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
 - 3 調達方法
購入等
 - 4 契約方法
一般競争入札
 - 5 落札決定日
令和4年3月28日
 - 6 落札者の氏名及び住所
株式会社山田屋商店
新潟県十日町市山本町五丁目866番地6
 - 7 落札価格
91.63円
 - 8 入札公告日
令和4年2月8日
 - 9 落札方式
最低価格